

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 1月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉格納容器機器ドレンサンプ温度指示計の納入検査において、購入仕様書の型式と相違が認められたため、対応検討	C	
2	3号機	所内ボイラ（B）が「汽胴圧力高」により自動停止したことが認められたため、当該ボイラ燃料供給自動調節弁を点検・修理	C	
3	5号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ室機器ドレンサンプ漏えい検出器点検において、動作不良が認められたため、当該検出器を交換	D	
4	5号機	廃棄物移送系濃縮廃液類排出タンク入口弁点検において、弁駆動部にエアリークが認められたため、当該駆動部を点検・修理	D	
5	5号機	廃棄物処理建屋ドレンサンプ漏えい検出器点検において、絶縁抵抗値に管理値外れ（5台）が認められたため、当該検出器を修理	D	
6	5号機	起動用蒸気式空気抽出器所内蒸気入口配管ドレントラップ入口弁にグランドリーク（1滴／10秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）発電機出力電圧計（現場盤）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該電圧計を点検・校正	D	
8	6号機	定期事業者検査のうち給水ポンプ分解検査において、検査要領書記載の検査範囲に誤記が認められたため、当該要領書を訂正し検査を再開	D	
9	6号機	定期事業者検査のうち給・復水系ポンプ検査において、検査要領書記載の担当者欄に誤記が認められたため、当該要領書を訂正し検査を再開	D	
10	6号機	定期事業者検査のうち蒸気タービン設備検査において、検査要領書記載の検査対象弁番号に誤記が認められたため、当該要領書を訂正し検査を再開	D	
11	6号機	定期事業者検査のうち主要弁検査において、検査要領書記載の検査対象弁番号に誤記が認められたため、当該要領書を訂正し検査を再開	D	
12	6号機	定期事業者検査のうち主要弁検査において、検査要領書記載の計器番号に誤記が認められたため、当該要領書を訂正し検査を再開	D	
13	6号機	定期事業者検査のうち補助ボイラー試運転検査において、検査要領書記載の検査手順に誤記が認められたため、当該要領書を訂正し検査を再開	D	
14	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ出口流量計本体より水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	C	
15	6号機	非常用スイッチギア室空調機（B）駆動用Vベルトの緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	所内ボイラ室換気空調系冷却装置ユニット冷水出口温度スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
17	集中環境施設	洗濯廃液濃縮装置加熱器（B）所内蒸気戻り系流入集合管戻り弁制御用電磁弁の不良による動作不良が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
18	集中環境施設	高温焼却炉設備 1次排ガス冷却器入口サンプリング元弁点検において、弁体、弁座及び弁棒に腐食等が認められたため、当該弁を交換	D	
19	その他	サイトバンカプール水循環ポンプ（A）操作スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
20	その他	協力企業社員の個人所有パソコンからファイル交換ソフト（ウィニー）を通じて、当社業務情報がインターネット上に流出していることが認められたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで